

このプリントは、<sup>ほ ぞん</sup>保存して<sup>し ぜ んさいがい じ とう</sup>自然災害時等に<sup>かくにん</sup>確認してください

令和元（2019）年6月7日

<sup>ほ ご し や</sup>保護者の<sup>みな</sup>皆さま

茨木市立郡山小学校

校長 新海 理丘

## し ぜ ん さい がい じ とう そ ち 自然災害時等の措置について

<sup>いばらき し</sup>茨木市では、<sup>じ しん</sup>地震の<sup>はつせい</sup>発生や<sup>き しょうけいほう</sup>気象 警報が<sup>はつれい</sup>発令された場合について、<sup>ば あい</sup>次のように<sup>つぎ</sup>定めています。<sup>ただ</sup>

### 【<sup>じ しんはつせい</sup>地震発生時の<sup>そ ち</sup>措置】

◎ <sup>しんど</sup>震度5弱以上<sup>じ しょう</sup>の地震が発生した場合

- ・ <sup>し ぎょうまえ</sup>始業前に<sup>はつせい</sup>発生 → <sup>りんじ きゅうこう</sup>臨時休校
- ・ <sup>じゅぎょうちゅう</sup>授業中に<sup>はつせい</sup>発生 → <sup>じゅぎょうちゅうし</sup>授業中止  
(<sup>じょうきよう</sup>状況により<sup>がつこうたいき</sup>学校待機、<sup>ほ ご し や ひ わた</sup>保護者へ引き渡し)

◎ <sup>しんど</sup>震度5弱未満の地震が発生した場合

<sup>がつこうし せつ ひ がいじょうきよう つうがくろ あんぜんじょうきよう</sup>学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、<sup>りんじ きゅうこう そ ち</sup>臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、<sup>はんだん りんじ きゅうこう れんらく かぎ とうこう</sup>臨時休校の連絡がない限り登校する。

※<sup>りんじ きゅうこう き かん ひ がいじょうきよう こと</sup>臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、<sup>がつこう れんらく</sup>学校より連絡します。

### 【<sup>き しょうけいほうはつれい</sup>気象警報発令時の<sup>そ ち</sup>措置】

<sup>いばらき し</sup>茨木市（北大阪）に『<sup>きたおおさか ぼうふうけいほう</sup>暴風警報』または『<sup>とくべつけいほう</sup>特別警報』が<sup>はつれい</sup>発令された場合だけ、<sup>ば あい</sup>次の<sup>つぎ</sup>措置をとります。<sup>そ ち</sup>

① <sup>ご ぜん じ じ てん</sup>午前7時の時点で、『<sup>ぼうふうけいほう</sup>暴風警報』または『<sup>とくべつけいほう</sup>特別警報』が<sup>はつれい</sup>発令されている場合  
<sup>じ たくたいき</sup>自宅待機

② <sup>ご ぜん じ</sup>午前9時までに『<sup>ぼうふうけいほう</sup>暴風警報』または『<sup>とくべつけいほう</sup>特別警報』が<sup>かいじよ</sup>解除された場合  
<sup>かいじよ じ てん ぞうすいか しょうあんぜん ちゅうい</sup>解除された時点で、増水箇所等安全に注意しながら<sup>とうこう</sup>登校  
※給食はあります

③ <sup>ご ぜん じ じ てん</sup>午前9時の時点で、『<sup>ぼうふうけいほう</sup>暴風警報』または『<sup>とくべつけいほう</sup>特別警報』が<sup>ひ つづ はつれい</sup>引き続き発令されている場合  
<sup>りんじ きゅうこう とうこう</sup>臨時休校（<sup>かてい あんぜん</sup>登校させずに、ご家庭で安全にすごすようにしてください）

※<sup>とうこうご</sup>登校後に『<sup>ぼうふうけいほう</sup>暴風警報』または『<sup>とくべつけいほう</sup>特別警報』が<sup>はつれい</sup>発令された場合は、<sup>ばんそく</sup>原則としてその時点で<sup>じ てん</sup>下校となります。